

科研費（基金分）継続課題に係る支払請求書の作成上のお願い
（令和6（2024）年度版）

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の継続課題に係る支払請求書の提出については、以下を参照の上、請求書を提出してください。

1、提出書類

支払請求書（様式 F-2-1）

2、必要に応じて提出する書類

①研究分担者変更承認申請書（様式 F-9-1）

②補助事業廃止承認申請書（様式 F-5-1）

③海外における研究滞在等による研究中断承認申請書（様式 F-13-4）

※②および③を提出する場合は支払請求書（様式 F-2-1）の提出は行わないでください。

3、提出期限（学内締切）

令和6年2月22日（木）

4、提出方法

科研費電子申請システム（<https://www-shinsei.jstps.go.jp/kaken/>）

5、留意事項

(1) 研究分担者の追加・削除について

支払請求書（様式 F-2-1）では研究分担者の変更手続きはできません。研究分担者を変更する場合（令和 6 年 4 月 1 日以降退職等により科研費応募資格を喪失する分担者を外す場合等）には、必要に応じて「研究分担者変更承認申請書（様式 F-9-1）」により申請してください。

なお、削除予定の研究分担者については、所要額、請求額には「0」を入力し、役割分担等に「削除予定」と入力してください。

また今後、研究分担者を追加する場合には、「科研費の使用について不正な使用や不正行為を行わないこと」について約束すること、「所属する研究機関の取扱いに従い研究倫理教育の受講等を行ったこと」等について確認してください。

※分担金配分申出書（学内提出様式）の提出について

分担金が発生する課題は、研究推進課研究資金係にて、提出いただいた支払請求書をもとに分担金配分申出書（学内提出様式）を作成し、メールにて送付いたしますので、送付したメールの返信にてご提出ください。（3 月中旬頃予定）

(2) 令和 5（2023）年度内に、補助事業を廃止または海外における研究滞在等に伴う研究中断を行う研究課題の取り扱いについて

令和 6（2024）年度の支払請求は行わず、「補助事業廃止承認申請書（様式 F-5-1）」または「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書（様式 F-13-4）」を速やかに提出してください。

(3) 支払請求書提出後に研究代表者が所属する研究機関を変更する場合について

令和6年4月1日以降の転出等により、「研究代表者所属研究機関変更届 (F-10-1)」を提出する予定でも、支払請求書 (様式 F-2-1) は本学にて提出する必要があります。転出に伴う科研費の移管等については、所属部局科研費担当者を通じ研究推進課研究資金係へご相談ください。

(4) 産前産後の休暇、育児休業の取得または海外における研究滞在等に伴い研究を中断している研究課題について

令和6(2024)年度中に研究中断期間が終了する予定の研究課題については、支払請求書 (F-2-1) を提出してください。

※海外における研究滞在等に伴い研究を中断している研究課題の再開については、研究開始 (再開) 期限の1か月程度前 (4月1日の再開を希望する場合は2か月程度前) に「海外における研究滞在等による研究中断からの研究再開届 (様式 D-17)」の提出が必要です。

(5) 分割請求について

所要見込額 (令和5(2023)年度未使用見込額 (直接経費) + 令和6(2024)年度請求額 (直接経費)) が300万円以上となる場合には、前期分、後期分に分ける必要があるため、それぞれの時期に必要な額を分割して請求して下さい。

(6) 令和6(2024)年度の助成金の請求を必要としない研究課題について

研究計画の進捗状況により、令和6(2024)年度の支払請求を必要としない場合 (令和6(2024)年度の支払請求額が0円であっても)、令和5(2023)年度未使用見込額、所要額、役割分担、変更後の請求 (予定) 額、研究実施計画について記載が必要ですので、必ず支払請求書を作成し提出してください。

上記の点以外にご不明な点がございましたら、所属部局科研費担当者を通じ研究推進課研究資金係までお尋ねください。